

第 29 回町村議会広報全国コンクール実施要領

平成 26 年 6 月 27 日
全国町村議会議長会

1 趣 旨

住民と議会との意思の疎通を図り相互信頼を培うため、重要な役割を果たしている町村議会広報紙（以下「議会広報紙」という）の編集技術向上と紙面内容の更なる充実に資するため、第 29 回町村議会広報全国コンクールを実施し、優秀な議会広報紙を選奨する。

2 応募対象

町村議会で過去 1 年間（平成 25 年 7 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日）に発行された議会広報紙（1 町村 1 紙）を応募対象とする。

3 応募基準

応募広報紙は、町村議会において企画編集された議会広報紙とし、次の基準により発行されたものとする。

- (1) 議会広報として議会単独で発行しているもの
- (2) 定例会ごとに定期的に発行しているもの

4 提出部数及び提出期限

- (1) 町村議会は、応募広報紙 7 部（コピー不可）に「議会広報紙応募調書」（様式 1）を添えて、所属する都道府県町村議会議長会に提出する。
- (2) 都道府県町村議会議長会は、管内町村議会から提出された応募広報紙及び「議会広報紙応募調書」（様式 1）を取りまとめ、「議会広報紙応募調書総括表」（様式 2）を添えて、**平成 26 年 8 月 29 日（金）までに本会に提出する。（期限厳守）**

なお、「議会広報紙応募調書総括表」（様式 2）は、上記のほか電子データ（エクセルファイル）でも提出する。

5 審 査

応募広報紙の審査は、本会に設置する町村議会広報表彰審査会（以下、「広報審査会」という）が、審査方針（別添）に従って審査を行い、次の入選広報紙を選考する。

- (1) 最優秀賞 1 紙
- (2) 優秀賞 3 紙

- (3) 優良賞 6紙
- (4) 表紙フォトグランプリ賞 1紙

このほか、審査方針の「5つの指針」に示された「企画・構成」、「編集・デザイン」、「言語・文章」、「表紙写真」のそれぞれの部門において優れたところがあり、今後が期待される広報紙を奨励賞として選考する。

- (5) 奨励賞 若干

6 広報審査会

- 審査委員長 山田 貞雄 氏 (国立国語研究所専門職員)
- 審査委員 長岡 光弘 氏 (グラフィックデザイナー)
- 審査委員 芳野 政明 氏 (広報・編集コンサルタント)
- 審査委員 吉村 潔 氏 (エディター、(株)メディアブレイン代表)

7 表彰

町村議会広報表彰については、広報審査会の選考に基づき理事会において決定し、第66回定期総会(平成27年2月6日予定)において表彰する。

表彰された議会広報紙については、広報審査委員の講評を添えて、本会ホームページ及び雑誌「地方議会人」に掲載する。